

## 文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和5年9月20日（水）  
午前9時23分 開会  
午後0時3分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 岡本 昭治  
副委員長 米田 達也  
委員 石田 清、上田 伴子、  
小森 弘詞、竹中 理、  
西田 真
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 福田 嗣久、松井 正志、須山 泰一
- 7 傍聴者 なし
- 8 事務局職員 主幹兼議事調査係長 小崎 新子
- 9 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 岡本 昭治

# 文教民生委員会・文教民生分科会次第

日時：2023年9月20日（水）9:30～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 協議事項

### (1) 付託・分担案件の審査

### (2) 請願・陳情の審査

ア 請願第3号 公立豊岡病院組合規約改正に関する請願書

イ 陳情第2号（継続審査） 公立豊岡病院日高医療センターのあり方についての陳情書

### (3) 意見・要望のまとめ

ア 分科会意見・要望のまとめ

イ 委員会意見・要望のまとめ

### (4) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

## 4 その他

## 5 閉 会

## 令和5年第4回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

### 【文教民生委員会】

- |         |   |
|---------|---|
| 第77号議案  | 公立豊岡病院組合規約の変更について                         |
| 第78号議案  | 工事請負変更契約の締結について                           |
| 第86号議案  | 豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について        |
| 第87号議案  | 豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 第88号議案  | 豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
| 第92号議案  | 豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定について        |
| 第94号議案  | 令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）       |
| 第95号議案  | 令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）       |
| 第96号議案  | 令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 第97号議案  | 令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）               |
| 第98号議案  | 令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）                |
| 第99号議案  | 令和5年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）                 |
| 第103号議案 | 令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について   |
| 第104号議案 | 令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について   |
| 第105号議案 | 令和4年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 第106号議案 | 令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 第107号議案 | 令和4年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 第108号議案 | 令和4年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について             |

## 予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【文教民生分科会】

- 報告第11号 専決処分したものの承認を求めることについて
- 専決第10号 令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）
- 第93号議案 令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）
- 第102号議案 令和4年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

《参考》 報告案件議案所管分

### 【文教民生委員会】

- 報告第13号 放棄した債権の報告について（介護保険事業特別会計）

文教民生委員会・分科会 審査日程表（案）

審査日程	所管部等名	審査内容（黒字：委員会、赤字：分科会）
<p>9月19日 (火) 9:30~</p> <p>第2委員会室</p>	<p>【くらし創造部】 生活環境課</p> <p>【市民部】 窓口サービス課 国保・年金課</p> <p>【各振興局】 市民福祉課</p> <p>【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課</p> <p>.....</p>	<p><b>説明・質疑</b></p> <p>㊦ 第102号議案 R4年度一般会計決算認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>・財産調書</li> </ul> <p><b>説明・質疑</b></p> <p>㊦ 第102号議案 R4年度一般会計決算認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>・財産調書</li> </ul> <p>..... <b>当局職員一部退席</b> .....</p>
	<p>【くらし創造部】 生活環境課</p> <p>【市民部】 国保・年金課</p> <p>【健康福祉部】 高年介護課 健康増進課</p>	<p><b>個別に説明・質疑・討論・表決</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●103号 ④決算：国民健康保険事業特別会計（事業勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書</li> <li>●104号 ④決算：国民健康保険事業特別会計（直診勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書</li> <li>●105号 ④決算：後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書</li> <li>●106号 ④決算：介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書</li> <li>●107号 ④決算：診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書</li> <li>●108号 ④決算：霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書</li> </ul>

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 内 容（黒字：委員会、赤字：分科会）
<p>9月19日 (火) 13:00~</p> <p>第2委員会室</p>	<p>【こども未来部】 こども未来課 こども支援課</p> <p>【観光文化部】 文化・スポーツ振興課 新文化会館整備推進室</p> <p>【教育委員会】 教育総務課 学校教育課 幼児育成課 社会教育課</p> <p>.....</p> <p>【関係部署のみ】</p>	<p><b>説明・質疑</b></p> <p>④第102号議案 R4年度一般会計決算認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>・財産調書</li> </ul> <p><b>説明・質疑</b></p> <p>④第102号議案 R4年度一般会計決算認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>・財産調書</li> </ul> <p><b>説明・質疑</b></p> <p>④第102号議案 R4年度一般会計決算認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>・財産調書</li> </ul> <p>..... <b>当局職員退席</b> .....</p> <p><b>《報告事項》</b></p> <p>○新文化会館整備事業入札執行状況について 【新文化会館整備推進室】</p>
	<p><u>当局職員退席後、委員のみで審査を行います。</u></p>	<p><b>討論・表決</b></p> <p>④第102号議案 R4年度一般会計決算認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>・財産調書</li> </ul> <p><b>意見・要望のまとめ</b></p> <p><u>《第102号：分科会審査意見、要望等のまとめ》</u></p> <p><u>《第103～108号：委員会審査意見、要望等のまとめ》</u></p>

※ ④（赤字）は予算決算委員会 文教民生分科会分担議案、●（黒字）は文教民生委員会 付託議案です。

※ 第102号議案の「説明、質疑」は部単位（くらし創造部・市民部は一括）で行い、当局退席後に「討論、表決」を行います。

第103～108号議案は、「説明、質疑、討論、表決」を行います。

※ 19日中に決算認定の討論、表決を行い意見要望の取りまとめを行います。

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 内 容 (黒字：委員会、赤字：分科会)
<p>9月20日 (水) 9：30～</p> <p>第2委員会室</p>	<p>【くらし創造部】 生活環境課</p> <p>【市民部】 窓口サービス課 国保・年金課</p> <p>【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課</p> <p>【こども未来部】 こども未来課</p> <p>【観光文化部】 文化・スポーツ振興課</p> <p>【教育委員会】 幼児育成課</p>	<p><b>個別に説明・質疑・討論・表決</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●78号 工事請負変更契約の締結について</li> <li>●86号 豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について</li> <li>●87号 豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</li> <li>●88号 豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</li> <li>●92号 豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定について</li> <li>●94号 ⑤補正：国民健康保険事業特別会計（事業勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>●95号 ⑤補正：国民健康保険事業特別会計（直診勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>●96号 ⑤補正：後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>●97号 ⑤補正：介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>●98号 ⑤補正：診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入</li> <li>●99号 ⑤補正：霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入</li> </ul>
<p>(10:20頃～)</p>	<p>上記部署に加え</p> <p>【こども未来部】 こども支援課</p> <p>【教育委員会】 教育総務課 学校教育課</p> <p>.....</p>	<p><b>個別に説明・質疑・討論・表決</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④報告第11号 専決処分したものの承認を求めることについて (専決第10号) R5年度豊岡市一般会計補正予算(第4号)</li> <li>④第93号議案 R5年度一般会計補正予算(第5号)</li> </ul> <p>..... <b>当局職員退席</b> .....</p>



## 文教民生委員会重点調査事項

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について
- 9 新型コロナウイルス感染症対策について

# 文教民生委員会名簿

2023.09.20

**【委 員】**

職 名	氏 名
委 員 長	岡 本 昭 治
副 委 員 長	米 田 達 也
委 員	石 田 清
委 員	上 田 伴 子
委 員	小 森 弘 詞
委 員	竹 中 理
委 員	西 田 真

7 名

**【当 局】出席者に着色をしています。**

職 名	氏 名	職 名	氏 名
くらし創造部 生活環境課長	宮下 泰尚	こども未来部 こども未来部長	永井 義久
市民部 市民部長	瀧下 貴也	こども未来課長	若森和歌子
窓口サービス課長	川崎 智朗	こども未来課参事	佐伯 勝巳
国保・年金課長	恵後原孝一	こども支援課長	恵後原博美
城崎振興局 市民福祉課長	西松 秩里	観光文化部 観光文化部長	米田 紀子
竹野振興局 市民福祉課長	吉村 容子	文化・スポーツ振興課長	原田 泰三
日高振興局 市民福祉課長	川端美由紀	文化・スポーツ振興課参事	大岸 勝也
出石振興局 市民福祉課長	内田 完	文化・スポーツ振興課参事	武縄 真明
但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高	新文化会館整備推進室長	櫻田 務

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部 健康福祉部長	原田 政彦	教育委員会 教育次長	正木 一郎
社会福祉課長	丸谷 祐二	教育総務課長	木之瀬晋弥
社会福祉課参事	佐田美佐樹	教育総務課参事	岡 憲司
高年介護課長	定元 秀之	教育総務課参事	野崎 律男
高年介護課参事	和田 征之	教育総務課参事	本庄 昇
高年介護課参事	木村 弥江	学校教育課長	寺坂 浩司
健康増進課長	宮本 和幸	学校教育課参事	吉谷 孝憲
健康増進課参事	村尾 恵美	学校教育課参事	服部 隆
健康増進課参事	武田 満之	幼児育成課長	吉本 努
		幼児育成課参事	栗垣 敦子
		幼児育成課参事	河本 美佳
		幼児育成課参事	三輪 純子
		社会教育課長	旭 和則

**【事 務 局】**

合計 32 名

職 名	氏 名
議会事務局主幹兼 議事調査係長	小崎 新子

## 午前9時23分 委員会開会

○委員長（岡本 昭治） それでは、おはようございます。

昨日に引き続き、早く集まっていただきまして、ありがとうございます。早く終われるように、ご努力よろしく願いいたします。

ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、一般会計に関する予算及び決算関係議案につきましては予算決算委員会に付託され、当委員会は文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は委員会と分科会を適宜切り替えて行いますので、ご協力をお願いします。

これより協議事項（1）番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、本日は昨日で審査の終了した議案を除いて当委員会に付託された議案の審査を行い、その後、分科会審査に切り替え、審査を行います。

なお、第77号議案については、関係する請願書の審査がありますので、先に第78号議案からの審査を行い、その後、第77号議案と請願・陳情の審査を行いたいと思いますので、ご了承ください。

続いて、委員のみで協議事項（3）番、意見・要望の取りまとめ以降の協議を行う予定としております。

なお、当局出席者についてですが、分科会審査からの関係部署は審査時間から出席いただくよう要請しておりますので、ご了承願います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

また、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いします。

それでは、まず第78号議案、工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

文化・スポーツ振興課、原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） おはようございます。

それでは、議案書の73ページをお開きください。

78号議案、総合体育館の改修の建築工事の工事請負変更契約の締結についてです。

本案は、令和4年12月27日に議決をいただきました豊岡市立総合体育館長寿命化改修建築工事に係る変更契約について、市条例の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の方法は変更分随意契約、変更後の契約金額は3億8,190万5,700円です。

なお、工事の変更概要につきましては、75ページのほうに概要をつけさせていただいておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第78号議案は、原案のとおり可決できるものと決定しました。

次に、第86号議案、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

窓口サービス課、川崎課長。

○窓口サービス課長（川崎 智朗） 議案書の111ページをお願いいたします。第86号議案、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、電子証明書を移動端末設備、いわゆるスマートフォンですが、これに登載することが可能となりました。今後、印鑑

登録証明書のコンビニ交付サービスにおいては、マイナンバーカードに加えスマートフォンを用いた請求が可能となるため、所要の改正を行おうとするものです。

114ページをお願いいたします。条例案要綱によりご説明いたします。改正の内容は第12条関係で、コンビニ等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明の請求の方法に移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備、スマートフォンですけれども、これを用いた請求を加えるものです。

2の附則において、この条例は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしています。

115ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

なお、コンビニ交付サービスとしましては、現在提供しています住民票の写しや戸籍の証明も含めて、スマートフォンだけで取得できるよう準備が進められているところです。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第86号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第87号議案、豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

社会福祉課、丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） よろしくお願いたします。

それでは、議案書117ページをご覧ください。第87号議案、豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。120ページの条例案要綱によりご説明をさせていただきます。

改正の内容は、竹野健康福祉センターに機能回復訓練室を設置し、その使用料を定めること及び当該センターの施設のうちOA研修室を廃止するものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日としております。

なお、次の121ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第87号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第88号議案、豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

こども未来課、若森課長。

○こども未来課長（若森和歌子） 資料123ページ、議案88号議案、豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

この条例改正は、竹野子育てセンターの移転で、その位置を変更しようとするものです。

竹野子育てセンターは木造の建物で老朽化が進んで

おりまして、移転することで安全な施設になること、また公共施設の利活用の観点による移転というふうに考えております。

移転については、地元の区とも協議を重ね、合意を得られたため、条例改正を行おうとするものです。

資料127ページ、新旧対照表のほうで補足説明をさせていただきます。

別表第1では各子育てセンターの位置を定めていますが、竹野子育てセンターを現在の竹野町和田389番地の1から竹野町須谷1478番地の竹野健康福祉センターに変更することです。

別表第2では、移転に伴い使用料が対象とする施設がなくなるため、削除するものです。

施行日は6年の4月1日としております。

なお、竹野健康福祉センターでの竹野子育てセンター利用場所は、建物の2階の今のOA研修室、それから旧保健指導室と内科診察室、歯科診察室を利用することとしております。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 1点だけ、竹野子育てセンターの利用者さんはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○こども未来課長（若森和歌子） 昨年度なんですけれども、昨年度は約3,820人、親子になりますが、3,821人が利用いただいているというところです。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） その方たちは、和田のところから須谷に行っても、まあまあそんなに不便はないということなんですね。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○こども未来課長（若森和歌子） やはり建物がかなり老朽化しておりますので、安全に利用していただくというのは、移転するということでの合意は得られるというふうに思っております。

○委員長（岡本 昭治） いいですか。

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第88号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第92号議案、豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

幼児育成課、吉本課長。

○幼児育成課長（吉本 努） 155ページをご覧ください。第92号議案、豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する規定の項の番号を改めようとするものです。

158ページの条例案要綱をご覧ください。改正の内容につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、引用する規定の項番号を改め、附則でこの条例は公布の日から施行することとしております。

なお、159ページに新旧対照表をつけておりますので、ご清覧をいただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第92号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案、令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、247ページをご覧ください。第94号議案、令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025万5,000円を追加し、予算の総額を89億438万4,000円とするものです。

主な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、260ページ、261ページをご覧ください。まず、歳出になります。人件費につきましては、上の太枠の説明欄1行目、一般管理費の人件費212万2,000円の増額及び次のページ、262ページ、263ページの下段ですけれども、太枠の特定健康診査等事業費の人件費746万7,000円の減額につきましては、いずれも職員配置の変更等により人件費の調整によるものでございます。

次に、人件費以外につきまして説明させていただきます。元のページに戻っていただきまして、261ページお願いします。上の太枠の下から5行目、一般管理費450万9,000円の増額につきましては、出産被保険者等の産前産後期間相当分の国保税減額措置を実施するための国保基幹システムの改修業務の委託料並びに国保連合会に委託のオンライン資格確認等に係るシステム及び中間サーバーの運営負担金単価の変更に伴います負担金でございます。その下の太枠から次ページの263ページの中段太枠までですが、保険給付費及び保健事業費納付金につきましては、普通交付金及び第三者納付金の増額見込みによります財源更正でございます。

264ページ、265ページお願いします。これの

太枠、諸支出金の繰入金1,109万1,000円の増額につきましては、令和4年度の決算の確定によりまして過大繰入れとなっております一般会計からの繰入金を返還精算するものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。256ページ、257ページをご覧ください。歳入の内訳ですが、国民健康保険税2億6万1,000円の減額は、国保税本算定によります賦課決定状況に対応して補正するものでございます。その下の太枠、県補助金につきましては、1行目に記載しております法改正による出産育児一時金の増額分に係る普通交付金、次の下2行目の一般管理費の基幹システム改修業務に係る特別調整交付金、3行目に記載の令和4年度の保健事業におけます特定健診事業の決算確定による特定健康診査等負担金につきまして、それぞれ追加交付を受けるものでございます。その下の太枠、一般管理費繰入金の218万7,000円の増額につきましては、3行目の一般管理費の職員給与費等に対応するものでして、1行目と2行目につきましては、未就学児均等割保険税繰入金の科目新設に伴いまして、保険基盤安定繰入金から当該国保税軽減に係る相当額の予算を振替えるものでございます。その下の基金繰入金の1億1,012万9,000円の増額につきましては、国保税の減収相当額を補填するもので、次ページ、258、259ページの上段の繰越金につきましては、令和4年度決算の確定に伴うものでございます。その下の太枠の第三者行為納付金につきましては、当該債権を確認しましたので増額補正をするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第94号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第95号議案、令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、269ページをお願いします。第95号議案、令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万2,000円を追加し、総額をそれぞれ7,980万8,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、280ページ、281ページをお願いします。

まず、歳出についてですが、1款総務費の一般管理費のうち、共済費について増額補正を行うものです。次に、5款諸支出金の繰出金の補正は、令和4年度決算の確定に伴い、繰越金を一般会計に繰り出すための増額補正を行うものです。

戻っていただいて、278、279ページをお願いします。歳入についてですが、4款県支出金については、医療機関等における物価高騰等の影響を緩和するための県からの補助金について増額補正を行うものです。5款繰入金については、歳出の補正と歳入の補正の差引きによりまして、一般会計からの繰入金について減額補正を行うものです。6款繰越金については、令和4年度決算の確定に伴う繰越金について増額補正を行うものです。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第95号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第96号議案、令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、285ページをご覧ください。第96号議案、令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,268万5,000円を追加し、予算の総額を14億181万1,000円とするものです。

主な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、296、297ページをご覧ください。まず、歳出です。上の枠の一般管理費158万5,000円の増額につきましては、人件費の調整によるものです。次の枠の後期高齢者医療広域連合納付金3,001万9,000円の増額につきましては、令和4年度の出納整理期間中に収入した保険料の精算で、広域連合へ納付を行うためのものがございます。その下の繰出金108万1,000円の増額は、令和4年度の決算確定により、一般会計繰出金を精算するものがございます。

1枚戻っていただきまして、294、295ページをご覧ください。歳入でございます。一般会計繰入金158万5,000円の増額は、人件費に係るものです。その下の繰越金3,110万円の増額につきましては、令和4年度決算確定に伴うものがございます。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第96号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第97号議案、令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） それでは、301ページをご覧ください。第97号議案、令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,874万円を追加し、総額をそれぞれ108億2,316万1,000円とするものです。

主な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、312、313ページをご覧ください。まず歳出ですが、上段の表、1項総務管理費の補正額420万7,000円の減額及び中段の表、第2項一般介護予防事業費の補正額10万1,000円、また314、315ページにわたります下段の表の包括的支援事業・任意事業費の補正額315万9,000円の増額は、人件費の調整によるものです。

次に、314、315ページの中段の表、基金積立金の補正額2億7,917万7,000円の増額は、令和4年度繰越金から国県負担金等の精算による返納金と一般会計繰出金を控除した残額を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。また、下段の表の1枠目、第1号被保険者保険料還付金の補正額110万円は、第1号被保険者の介護保険料に対する資格喪失、所得更正等による還付金であります。また、316、317ページにわたります2枠目の償還金の1億9,147万1,000円の増額は、令和4年度の国と県の負担金等の精算による返納金であります。

316、317ページの下段の表、繰出金の補正額7,793万9,000円の増額は、令和4年度の一般会計繰入金金の精算による返納額であります。

次に、歳入ですが、戻っていただいて310、311ページをご覧ください。上段の表、一般会計繰入金金の補正額94万7,000円の減額は、人件費の補正に対するものであります。続いて、中段の表、基金繰入金金の補正額110万円の増額は、介護保険料の還付金に対するものであります。最後に、下段の表、繰越金の5億4,858万7,000円の増額は、令和4年度決算の確定に伴うものであります。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） あんまりよく分からない分野なんですけど、315ページにあります基金積立金のところで、今回介護給付費準備基金積立金ということで2億7,917万円とあるんですけど、この基金についてはいかほどあるんでしょうか、全体としては。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） 昨日の決算で説明しました、今7億円ぐらいあります。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） よろしいですか。

○委員（上田 伴子） 了解しました。

○委員長（岡本 昭治） そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第97号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第98号議案、令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、321ページをお願いします。第98号議案、令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,925万4,000円を追加し、総額をそれぞれ2億9,784万2,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、336、337ページをお願いします。まず歳出についてですが、1款休日急病診療所費と3款神鍋診療所費については、施設管理費のうち職員手当等と共済費について減額補正を行うものです。次に、4款高橋診療所費については、施設管理費のうち共済費について増額補正を行うものです。次に、6款諸支出金の一般会計繰出金は、令和4年度決算の確定に伴い、繰越金を一般会計に繰り出すため、増額補正を行うものです。

戻っていただいて、330ページ、331ページをお願いします。歳入についてですが、1款休日急病診療所収入から3款神鍋診療所収入のうち、県補助金につきましては、医療機関等における物価高騰等の影響を緩和するための県からの補助金について増額補正を行うものです。一般会計繰入金につきましては、歳出の補正と歳入の補正の差引きによりまして減額補正を行うものです。

次に、332、333ページをお願いします。3款神鍋診療所収入から5款但東歯科診療所収入のうち県補助金につきましては、医療機関等における物価高騰等の影響を緩和するための県からの補助金について増額補正を行うものです。一般会計繰入金につきましては、歳出の補正と歳入の補正の差引きにより減額補正を行うものです。

次に、334ページ、335ページをご覧ください。5款但東歯科診療所収入の雑入につきましては、オンライン資格確認に必要な機器整備に対する交付金が交

付されましたので増額補正を行うものです。6款繰越金につきましては、令和4年度決算の確定に伴う繰越金について増額補正を行うものです。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第98号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第99号議案、令和5年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

生活環境課、宮下課長。

○生活環境課長（宮下 泰尚） 議案書は341ページをお開きください。内容につきましては部長が本会議で説明したとおりですけれども、令和4年度の決算が確定したことを受けまして、前年度繰越金353万2,000円を歳入で受けるとともに、全額を霊苑整備基金に積み立てようとするものです。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よ

って、第99号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。当局の方が入ってこられますので、暫時休憩いたします。

ちょっと早いんですが、再開を10時10分。

#### 午前10時00分 委員会休憩

#### 午前10時09分 分科会開会

○分科会長（岡本 昭治） それでは、おそろいですので、ただいまより文教民生分科会を開会します。

まず、報告第11号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第10号、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

文化・スポーツ振興課、原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 議案書の18、19ページになります。19ページの一番下に、委託料ということで城崎ボートセンター管理費がございます。これにつきましては、8月の台風7号の関係で流木が大量にボートセンターの駐車場辺りに漂着してましたため、これを処分するために行うものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号、専決第10号は、承認すべきものと決定しました。

次に、第93号議案、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、続いて所

管に係る歳入等の順に一気に説明をお願いします。

質疑は、全ての部署の説明が終わった後に一括して行います。

それでは、くらし創造部、お願いいたします。

生活環境課、宮下課長。

○生活環境課長（宮下 泰尚） 議案書は203ページをお開きください。最下段になります、クリーン作戦推進事業費、業務委託料に70万5,000円を計上しております。これはクリーン作戦で回収されました土砂の処分に対するもので、処分費の高騰に加えまして回収量が当初見込みより増加したため、増額を要求するものです。

次に、205ページをお開きください。中段の旧清掃施設管理費、補修工事費153万8,000円を計上しているものです。滝にあります旧最終処分場からの排水を中和するために薬剤処理をしておりますけれども、経年劣化により薬品タンクに亀裂が入ったため、それを更新しようとするものです。

説明は以上となります。

○分科会長（岡本 昭治） 次に、市民部、お願いします。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、ご説明をさせていただきます。

まず歳出からです。議案書の195ページお願いいたします。10行目の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金218万7,000円及び次ページの197ページ、2つ目の太枠10行目にあります後期高齢者医療事業特別会計繰出金158万5,000円のそれぞれの増額につきましては、各特別会計の人件費等によるものでございます。

戻っていただきまして、195ページです。2枠目の高齢期移行助成事業費から子ども医療費助成事業費までの4つの事業費のそれぞれの補正額につきましては、前年度の事業費確定によりまして、いずれも過大に受け入れました県補助金を返還するため、増額補正するものでございます。医療費助成事業費全体の補正額としましては259万8,000円でございます。歳出は以上になります。

次に、歳入です。ページ戻っていただきまして、173ページをご覧ください。一番下の太枠、下から3行目の児童手当負担金（過年度分）の6万3,000円及び次のページ、175ページの真ん中辺りの同じく児童手当負担金（過年度分）の5,000円の増額につきましては、前年度児童手当交付金の精算によります国と県の負担金の追加交付額になります。同じページの下太枠の1行目、重度障害者医療費助成事業費補助金（過年度分）から4つの医療費助成事業費補助金のそれぞれの増額につきましては、いずれも前年度の事業費の確定によります県補助金の追加交付額になります。

次に、177ページの一番下の太枠、1行目の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金1,109万1,000円の増額につきましては、前年度の職員給与費、あと出産育児一時金等の確定に伴います一般会計繰出金の精算によるものでございます。

続きます179ページの一番下の後期高齢者医療事業特別会計繰入金108万1,000円の増額につきましても、前年度決算の確定に伴います一般会計繰出金の精算によるものです。

市民部のほうは以上です。

**○分科会長（岡本 昭治）** 続いて、健康福祉部、お願いします。

社会福祉課、丸谷課長。

**○社会福祉課長（丸谷 祐二）** それでは、歳出から説明させていただきます。195ページをご覧ください。195ページの上から3つ目の枠です。説明欄をご覧ください。上から7行目、障害者（児）自立支援給付事業費の781万1,000円の増につきましては、令和4年度の実績確定によります国庫負担金返納金、県負担金返納金でございます。また、その下、地域生活支援事業費、物価高騰対策支援金52万2,000円の増につきましては、光熱水費等の高騰による利用者負担の軽減と、障害福祉関係施設の継続的、安定的なサービスが提供できるよう、地域活動支援センターに対して支援するもので、対象の事業所は9事業所となっております。その下の枠、上から1行目、自立相談支援事業費の95万円、4行目の住居確保給付

金支給事業費の174万7,000円、7行目の一時生活支援事業費39万7,000円、1ページめくっていただきまして一番上、生活困窮者自立支援金給付事業費の48万円の増につきましては、それぞれ実績の確定によります国庫負担金及び補助金の返納金でございます。

次に、203ページをご覧ください。一番上の枠の9行目、生活保護適正実施推進事業費の15万6,000円の増につきましては、実績確定によります国庫負担金及び補助金返納金でございます。また、2段目の枠の1行目、生活保護措置費6,869万7,000円の増につきましても、実績確定による国庫負担金返納金でございます。

続いて、歳入でございます。173ページをご覧ください。一番下の表の一番上の枠、社会福祉費負担金ですが、1行目、特別障害者手当等給付費負担金（過年度分）28万4,000円の増につきましては特別障害者手当等運営対策事業費に充当する国庫負担金について、次の行の障害者（児）自立支援給付費負担金（過年度分）108万8,000円につきましては障害者（児）自立支援給付事業費にそれぞれ充当します国庫負担金につきまして、いずれも精算による総額の追加交付を受けるためのものでございます。

次に、175ページをご覧ください。真ん中の表の一番上の枠、障害者（児）自立支援給付費負担金でございますが、先ほどの国庫負担分に相当します県の負担分54万4,000円の増でございます。同じ表の一番下、生活保護費負担金（過年度分）の380万3,000円につきましては、生活保護措置費に充当する県費負担金について、精算による差額、不足額の追加交付を受けるためのものでございます。

社会福祉課からの説明は以上です。

**○分科会長（岡本 昭治）** 高年介護課、定元課長。

**○高年介護課長（定元 秀之）** 歳出から説明をいたします。196、197ページをご覧ください。中段の表の1枠目、説明欄、下から5行目、介護保険事業特別会計繰出金94万7,000円の減額は、第97号議案で説明しました介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰入金分であります。同じ表の2枠目、老

人福祉事業費の補助金、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費2,289万6,000円の増額ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に新たに参入する事業者に対して、人件費等の助成を行うものであります。10月1日から、2事業者が新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開設予定であります。その事業者に対し、人件費を助成するものであります。1事業者当たり1,144万8,000円を上限とし助成するもので、2事業者ですので補正額は2,289万6,000円となります。財源は、県が2分の1、市が2分の1の持ち出し分となります。補助期間は事業開始から1年を経過する期間となっており、今年度は半年間となりますが、上限額いっぱいの2,289万6,000円を補正額とし、今年度事業者が上限まで助成申請をしない場合は、来年度に残額を予算措置する予定となっております。

続きまして、その下の枠、民間老人福祉施設助成事業費の交付金769万4,000円の増額ですが、1介護施設が災害による停電時にも施設機能を維持するための電力確保を自力で確保するため、非常用自家発電設備を整備するものであります。その整備事業に対し、実施した介護施設に交付金を交付するものです。なお、この事業に対しては、国が全額補助を行います。既に国から内示は受けております。歳出は以上です。

次に、歳入です。172、173ページをご覧ください。一番下の表の説明欄、上から2枠目の低所得者保険料軽減負担金（過年度分）の68万4,000円と、174ページ、175ページの中段の表、同じく説明欄、上から2枠目の低所得者保険料軽減負担金（過年度分）の2,000円の増額は、令和4年度の低所得者保険料軽減負担金を精算した結果、不足分が生じたので、令和5年度に国と県に対して請求をするものであります。続いて、上段の表の1枠目の説明欄、地域介護・福祉空間整備等交付金769万4,000円の増額は、先ほど歳出で説明しました非常用自家発電設備を整備する介護施設に対する補助金で、100%国庫補助であります。続いて、下段の表をご覧ください。2枠目、定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助金1,144万8,000円の増

額は、こちらも歳出で説明しました、10月1日から2事業者が新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開設する予定の事業者に対する県の補助金分であります。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 健康増進課、宮本課長。  
○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、195ページをお願いします。説明欄、一番上の枠の一番下になります、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金ですが、一般会計から国民健康保険事業特別会計（直診勘定）への繰出金になります。

次に、203ページをお願いします。説明欄、一番下から2枠目になります、予防接種事業費ですが、まず予防接種健康被害救済給付金については、国からの認定があった方1名分の死亡一時金と葬祭料になります。その下、国庫補助金返納金につきましては、新型コロナワクチン接種に係る国からの補助金について、精算に伴い返納するものでございます。

次に、205ページをお願いします。説明欄、一番上の枠になります、診療所事業特別会計繰出金については、一般会計から特別会計への繰出金になります。歳出は以上です。

次に歳入ですが、173ページをお願いします。説明欄、一番下の枠の4番目になります、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金については、予防接種の健康被害救済給付金に対する国の負担で、10分の10の補助率になります。

次に、177ページをお願いします。説明欄、一番下の枠の一番上の2行目になります、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰入金は、決算に伴う特別会計からの繰入金になります。

次に、179ページをお願いします。説明欄、一番上の枠の一番上になります、診療所事業特別会計繰入金は、決算に伴う特別会計からの繰入金になります。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 次に、こども未来部、お願いします。

こども未来課、若森課長。

○こども未来課長（若森和歌子） 資料は、199ペ

ージ、真ん中辺りです。子育てセンター管理費165万6,000円です。これは、竹野子育てセンターを竹野健康福祉センターに移転する、それに関する費用になっております。センターの移転に関しまして、現在あるものはそのまま利用させていただきますが、電話の移設費用であったりインターネットの回線工事、それから看板設置、現在おもちゃとかは作りつけの棚に置いてるんですけども、そのおもちゃなどを置くロッカーやカウンター、パーティションなど必要な備品の費用を計上をしております。同じく199ページの、その下になります、市民交流広場及びこども広場管理費の200万5,000円です。これは、アイティ内にある市が所有する電気設備の更新に係る予算を上げております。こども未来課からは、市のアイティ4階の電気供給のために、市が所有してます6階の電気室のキュービクルについての予算になっております。対象としてのキュービクルについては、4階のWACCU TOYOOKAの照明やコンセント、それから空調などの電気供給するためのもので、そのキュービクルの部品更新に係る費用になっております。アイティ管理組合法人では、建築後25年目を迎えた2022年度から順次電気設備の更新を実施されております。来年度には電気設備の部品の値上げもあることから、今年度そのほかのアイティ管理組合法人所有の設備更新と一緒に市の所有する電気設備について工事を行いまして、アイティ管理組合法人に負担金として支払うこととしております。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） こども支援課、恵後原課長。

○こども支援課長（恵後原博美） 私からは、こども支援課の分について説明いたします。

議案書199ページをご覧ください。児童福祉総務費です。主なものは、上段の16行目、児童扶養手当給付事業費28万7,000円、その少し下、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費825万円です。これらは、令和4年度の実績報告に伴う国庫補助金の精算による返納金を計上しているものです。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 次に、観光文化部、お願いします。

文化・スポーツ振興課、原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 165ページになります。債務負担行為補正の関係なんですけど、こちらの4行目に中央公園整備事業ということで649万円の債務負担行為の設定があるんですけども、こちらについては都市整備部の中央公園の整備事業の一部ということですので、内容は市民体育館の解体の実施設計の業務の着手ということでございます。

なお、この財源につきましては、合併特例債が充てられることとなります。

○分科会長（岡本 昭治） 大岸課長。

○文化・スポーツ振興課参事（大岸 勝也） 続きまして、文化・スポーツ振興課の文化芸術分野の補正につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出です。185ページをお開きください。上から5行目、財政調整基金積立金です。5月30日から6月4日に開催いたしました第9回おんぶの祭典におきまして寄附いただきました寄附金72万円を財政調整基金へ積み立てするものです。市内外7件の企業さんから寄附金を頂いております。

続きまして、歳入です。177ページをお開きください。中段よりやや下になります。一般寄附金です。一般寄附金で272万円上がっておりますが、このうち72万円がおんぶの祭典で頂いた寄附金となります。

以上で観光文化部の説明を終わらせていただきます。

○分科会長（岡本 昭治） 続いて、教育委員会、お願いします。

教育総務課、木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） それでは、教育総務課分を説明いたします。

初めに、歳出でございます。議案書185ページをお開きください。一番上の枠の上から7行目、基金管理費の奨学基金積立金でございます。こちらは、水道事業特別会計からの繰入金30万円を奨学基金に積み立てるものでございます。

続いて、219ページをお開きください。一番上の枠、教育委員会費の交際費でございます。こちらは、

教育長交際費につきまして、6万1,000円を増額するものでございます。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、これまで中止されていたイベント、懇親会が復活したこと、また4月に現職の教育委員が逝去されたことにより支出が見込みを上回ったためでございます。

次に、221ページをお開きください。下の表、下から4行目、小学校の施設管理費でございます。補修工事費につきましては、福住小学校の駐車場の防じん舗装工事の費用として250万円を計上するものでございます。福住小学校は、来年度寺坂小学校との統合により、放課後児童クラブの保護者の迎えの増加や教職員の増加が見込まれるため、整備を行うものでございます。なお、その下の事業用備品の減額は、校務用情報機器の購入に係る不用額の減額でございます。

続きまして、227ページをお開きください。下の表、一番下の枠の賄用需用費でございます。小・中学校の給食材料費の高騰に関しましては、保護者の負担を軽減するため、当初予算、また第3号補正予算において公費負担の予算を計上してきたところでございます。しかし、今年度後半の物価上昇率が想定よりも高い約16%と見込まれるため、地方創生臨時交付金を活用して、これまで計上した公費負担との差額1,024万4,000円を追加で計上するものでございます。

続きまして、歳入でございます。179ページをお開きください。一番上の表の3枠目、水道事業会計繰入金でございます。奨学基金に積み立てるため、水道事業の令和4年度の純利益の0.3%、30万円を収入するものでございます。次に、同じページの一番下の表の上の枠でございます。学校給食徴収金でございます。こちらにつきましては、賄用需用費の追加公費負担のうち、教職員分に充当するものでございます。教職員につきましては、公費負担分について自己負担をお願いしており、135万2,000円を計上するものでございます。

教育総務課の説明は以上でございます。

○分科会長（岡本 昭治） 学校教育課、寺坂課長。

○学校教育課長（寺坂 浩司） まず、歳出について

説明します。221ページをご覧ください。一番上の枠内にありますスクールバス運行管理費ですが、福住小学校と寺坂小学校及び福住幼稚園と寺坂幼稚園の統合に伴い、福住小学校用に使用しているスクールバスに寺坂小学校区内の幼稚園児が同乗するため、バスに置き去り防止装置を設置するための増額となります。

次に、歳入について説明します。175ページをご覧ください。一番上の枠の一番下、学校安全特別対策事業費補助金ですが、歳出で説明しました置き去り防止装置設置に対する国庫補助金です。補助率は2分の1です。

次に、債務負担行為について説明します。165ページをご覧ください。上から5段目になります。通学バス運行管理業務ですが、こちらは7つの小学校または地区についての運行管理業務委託契約を結ぶもので、限度額2億5,447万9,000円を計上しております。続いて、6段目、通学バス車両更新ですが、こちらは令和6年度中に竹野地域のスクールバスを更新するもので、限度額1,632万円を計上しています。

○分科会長（岡本 昭治） 幼児育成課、吉本課長。

○幼児育成課長（吉本 努） 資料199ページをご覧ください。199ページ、1枠目の12行目、児童福祉総務費でございます。こちら1,388万3,000円を計上しております。これは、令和4年度の事業費確定に伴います国県負担金等の精算返納金でございます。次に、2枠目、放課後児童健全育成事業費70万8,000円の減額でございます。まず1つ目に、感染症対策の消耗品費として135万6,000円を減額いたします。これは、国のほうの補助要綱の変更によりまして感染症対策用品が補助対象外となりましたため、こちらのほうを減額するものでございます。2つ目です。物価高騰対策支援金として64万8,000円を計上いたしております。これは、令和4年度も同様の県の補助制度がございまして、光熱費の高騰分に対する県の補助ということで、10分の10の補助がありました。こちらのほう、県のほうの6月補正で承認されたという形になりまして、これを受けて新たに補助金ということで計上をさせていただいております。

続きまして、201ページをご覧ください。201ページの1行目、放課後児童クラブの整備事業費250万円を計上いたしております。これは、旧の神美幼稚園を神美放課後児童クラブの専用施設として利用するため、トイレ等の改修工事を行うための費用でございます。次に、2枠目の私立保育園等の振興事業費1,211万2,000円を計上いたしております。こちらのほう、まず1つ目です。先ほど給食費等でご説明をいたしました、物価高騰の影響を受けている食材料料費の支援といたしまして、私立保育園等に対する補助ということで当初6%を想定いたしましたものを、10月以降は16%ということで上方修正をさせていただいて、補助金を増額するものです。続きまして、物価高騰対策支援金ということで、先ほど放課後児童クラブとご説明いたしましたが、私立保育園等に対しても同様に光熱費の高騰分ということで、県の補助金として739万8,000円を計上するものでございます。続きまして、3枠目の下から3行目、児童保育運営事業費でございます。まず1つ目に、消耗品費ということで48万円を減額をいたしております。こちら、児童クラブでもご説明しましたように、国の補助要綱の変更によりまして補助対象外となったため、こちらを減額するものでございます。続いて、2つ目、賄い材料費158万1,000円を増額いたしております。こちらは、公立園の食材料料費の高騰分を増額するものでございます。

続いて、223ページをご覧ください。223ページの下の方の下から2行目、幼稚園施設管理費29万9,000円を計上いたしております。これは、旧のひかり幼稚園に残置されております処理困難物の処理手数料という形になります。具体では、例えば廃タイヤとか大きな金庫とかがありまして、そちらの処分をするのにどうしても処分ができないということで、業者のほうにお願いするというふうな形の費用になります。

続きまして、歳入でございます。歳入、175ページをご覧ください。175ページの1枠目の上から2行目、放課後児童健全育成事業費補助金ということで。こちらは、先ほど説明した感染症対策の減額に対

する国の負担分ということで、45万1,000円を減額するものです。2つ目です。子どものための教育・保育給付交付金ということで、こちら令和4年度の事業費確定に伴う国からの交付金ということで、885万8,000円を計上いたしております。続いて、保育環境改善等事業費補助金ということで、こちらは園関係の感染症対策の減額に伴う国負担分ということで、24万円を減額いたしております。次に、2枠目の3段目、こちら教育・保育給付交付金ということで、令和4年度の事業費確定に伴います県からの交付金で、340万3,000円を計上いたしております。次に、3枠目の3段目になります、放課後児童健全育成事業費補助金です。こちら、感染症対策の減額に対する県の負担分ということで、45万1,000円を減額しております。2つ目です。保育施設等一時支援補助金ということで、こちら光熱費の県の補助で、児童クラブの分と私立の保育所分と若干の事務手数料がありまして、こちらの分として818万6,000円を計上いたしております。

続きまして、181ページをご覧ください。181ページの上から2行目、保育所給食費の負担金32万6,000円を計上しております。こちらは、食材料料費の高騰に伴います職員の負担分の増額という形になります。

続きまして、165ページをご覧ください。債務負担行為補正でございます。165ページの一番下、認定こども園通園バス運行管理業務です。こちらは、竹野認定こども園の通園バス運行管理業務を委託するため、令和6年度から令和8年度の3か年を期間として1,545万円を限度する債務負担行為を設定しようとするものです。

教育委員会の説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 何点かお聞きしたいんですけども、まず173ページの特別障害者手当のことですけれども、これについては今現在いろいろと担当課のほうも支援していただいて、今はどれぐらいの方が

受給をされているのか教えてください。

それから、以前診断書を書いてくださる方の医師の方の一覧みたいなのがいたら関係者に配付をとお願ひしていたんですが、その件に関してはどうなってるのか教えてください。

あと、196ページですけども、訪問をする事業者さん、2事業者さんとおっしゃいましたけれども、その事業者の名前が分かればお願いしたいです。

あと、220ページの通学バスの置き去り防止装置ですけども、今、通学バス7つだったっけ、について、全部置き去り防止装置がついてるのかどうか教えてください。

それとあと、竹野認定こども園の通園バスについても、その装置がついてるのかどうかもお知らせください。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） たくさんありましたけども、どこから。173から。

どうぞ。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 先ほどご質問いただきました特別障害者手当の受給者の数、直近の数字ということですが、大変申し訳ございません、ちょっと今手元に持ってございませんので、後ほどまたお届けしたいと思います。

それから、医師の診断書の一覧の件をご質問いただきました。これについてはまだ現在作成中でございます。まだ作成終了しておりませんので、ご容赦いただきたいと思ひます。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） 10月1日から実施予定の事業者、2事業者ですが、グッドライフ株式会社と株式会社げんきです。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） どうぞ。

○学校教育課長（寺坂 浩司） スクールバスの置き去り防止装置の件につきましてお答えします。

まず、置き去り防止装置は、小学生につきましてはまだ義務化されておひません。ですひので、現状走っているバスにはついておひません。今回は幼稚園児が対象ということで設置するということひです。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） どうぞ。

○幼児育成課長（吉本 努） 私からは、竹野認定こども園のバスに対する置き去り防止装置についてお答えいたします。

園関係の分は、これは義務化という形になっておひまして、当初予算で13台分をおひをしておひます。この13台、竹野認定も含めた港、合橋、こうのとり認定、きよたきにバスを所有しておひますけども、これに関する通園バスについては、全て置き去り防止装置はもうついておひます。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） たくさんありがとうございます。

先ほど資料後ほどと言われました件については、よろしくおひをいたします。

それから、置き去り防止装置の13台の中には、私立のそういう幼保の関係の通園バスについてもついておひるということひでよろしいひですね。

○分科会長（岡本 昭治） どうぞ。

○幼児育成課長（吉本 努） 今お尋ねいただいたおひりで、私立は補助金ということひでそちらの分を支出して、全てについておひるというふうな状況になっておひます。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 上田委員、いいひですか。

○委員（上田 伴子） いいひです。

○分科会長（岡本 昭治） 竹中委員。

○委員（竹中 理） 195ページの下から2枠目の社会福祉課です。地域生活支援事業費で物価高騰対策支援金ということひで、ちょっと議員の皆さんには送りますけど、これ地方創生臨時交付金事業だと思ひうんですけども、表では9つの事業所があるんですけど、人数によって支援金が違ひうんですけど、大規模と小規模をちょっと教えていただきたいひですけども。小規模がどれかとか。

○分科会長（岡本 昭治） どうぞ。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 先ほどご質問いただきました地域生活支援事業費についてでございます。9事業所の名称。

○委員（竹中 理） 名称は分かるひですけど、大規模か小規模、人数によって10人から19人が5万

4, 000円で20人から29人が。

○社会福祉課長(丸谷 祐二) 市内にある9事業所につきましましては、いずれも10名から19名の規模のもの20名から29名の規模のものとなっておりますので、それぞれ10名から19名の事業所につきましましては5万4,000円、それから20名から29名のものについては9万円ということで、それぞれ10から19人のところが8か所、それから20から29のところが1か所という計算になっております。以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 竹中委員。

○委員(竹中 理) すみません、ちょっと聞き漏れ、1か所が小規模ということですか。

○社会福祉課長(丸谷 祐二) 小規模が8か所で、20から29のやや規模の大きいところが1か所になります。

○委員(竹中 理) 大規模が1か所。

○社会福祉課長(丸谷 祐二) そうです。

○委員(竹中 理) 続けていいですか。

○分科会長(岡本 昭治) どうぞ。

○委員(竹中 理) すみません。

大規模、多分ほおずきさんかなと思う、違うのかな。それは分かんないですけどね。僕言いたいのは、大規模のところは何か物を作ったりとかされて、電気代とか使われると思うんですけど、小規模のところですね、どういったことをされているのかちょっと分からないんですけど、その辺ちょっとお聞きします。

○分科会長(岡本 昭治) どうぞ。

○社会福祉課長(丸谷 祐二) 今回交付の対象となりますのは、地域活動支援センターが対象になってございます。ですので、基本的には社会生活になじむための活動ですとか非営利の活動が中心となってございますので、非常に収益性の低い事業所でもありますので支援が必要だということで、今回の支援を行うということでございます。

それらの事業所につきましましては、県の制度が6月補正でできておりますので、そこから対象から外れている事業所について市のほうで支援をするという形態を取ってございます。以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 竹中委員。

○委員(竹中 理) よく分かりました。ありがとうございます。

小規模のところを特にまたしっかりと注視していただけたらなというふうに思います。以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 西田委員。

○委員(西田 真) 1点だけちょっと確認をさせていただきます。205ページの滝の分のタンク更新の件なんですけど、このタンクの設置年数と容量はどんな感じか、そして分かれば、ペーハーの数値がどういう状況かも教えていただければと思います。

○分科会長(岡本 昭治) どうぞ。

○生活環境課長(宮下 泰尚) 設置年数はちょっと覚えておりません。豊岡最終処分場で使わなくなったタンクを流用するという形で滝の最終処分場に持っていきまして、それを薬品タンクとして使っておりました。容量もちょっと覚えておりませんが、滝の最終処分場から出る排水は非常にアルカリが強く、8とか9とかいう高い値が出ますので、それをそのまま川に流してはいけないということで、中和作業をしております。そのタンクになります。以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 西田委員。

○委員(西田 真) そのタンクの容量って幾らですかね。容量。

○生活環境課長(宮下 泰尚) 申し訳ありません、現在把握しておりません。確認してまた報告させていただきたいと思います。

○分科会長(岡本 昭治) 西田委員。

○委員(西田 真) 後で委員長長のほうに提出していただくように、よろしく願います。

そして、移設されるタンク、いつ頃のもんかというのも、確認できればしていただければと思います。流用されたということでありましたんで。

そして、ペーハー8から9ということで、中和されて川に流すときの値って何ぼですか。

○分科会長(岡本 昭治) どうぞ。

○生活環境課長(宮下 泰尚) タンク容量、それからいつ頃のものかということにつきましましては、後ほど確認して資料を提出させていただきます。

中和した後のペーハーですけど、7前後です。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） それで中和して7前後で川に放出したらそれで結構なんですけど、ペーハー値が下がらない理由って何なんですか。これかなり長い期間がずっとこういうペーハー値なんですけど、その辺は把握されてますか。原因ですね。

○分科会長（岡本 昭治） どうぞ。

○生活環境課長（宮下 泰尚） はっきりとは分かりませんが、燃やしたものの灰であるとか不燃物、砕いたもののくずですね、そういったものを埋めているわけですけども、その中で地下水が浸透してきまして、残渣といいますか、灰の中を通過して出てくるわけですが、その化学変化でアルカリがきつくなってるのではないかというふうには思います。

その浸出水のアルカリ度数がなかなか収まらないであるとかいうことがありまして、何とかその処理は終わりたいというふうには思っており、以前は、3つ谷があるんですけども、その谷の1つに擁壁を造りまして、谷水が最終処分場を経由しないでダイレクトに川に流れていくような処置をしておりますけれども、あと2か所の谷につきましてはその効果がまだはっきり検証できないといいますか、そこに多額の費用をかけて浸出水が少なくなってペーハーが収まるという確証が得られないものですから、現在事業としては止まっているというような状況になっております。

○分科会長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） これかなり長い年数をこのままの状態ですと続けてる案件でありますのでね、何か根本的なやり方も検討する必要があると思いますけど、例えば除去するとか、そういうことの検討はされてますか。

○分科会長（岡本 昭治） どうぞ。

○生活環境課長（宮下 泰尚） おっしゃるとおり、非常に長い間水処理をしておりますし、この先もしていかなければならないという心配がございます。それに対処するために、先ほどの擁壁の話などは、兵庫県のひょうご環境創造センターというところがありまし

て、その技術部門のほうと相談をし、対処しているところなんですけども、処理を早く終えるための対策についてはまだまだ検討といいますか、研究していかなければならないというふうに考えております。

最後に、よそに持ち出したらどうかという話もございましたけれども、最終処分場にしか持ち出せません。豊岡市内には今あるのが豊岡最終処分場というところなんですけども、ここの処分場につきましては、現在稼働しているクリーンパーク北但からの残渣を持ち込まなければならぬということ、そこへの移設というのも非常に難しいなと思いますし、仮に市外の最終処分場のほうに持ち出すにしましても、処分場が存在している自治体の了解であるとか、遠方になるので運搬費、それからもちろん処分費もかかるということで、莫大な費用が想定されます。そういったこともありますので、何とかこの地で廃止に向けて解消していきたいなというふうに考えておりますが、明確な答えというのは今持ち合わせておりません、残念ながら。研究は続けていきたいというふうに考えております。

○分科会長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） これは本当に長いこと、長い年数が同じ状態ですと続いてますんでね、これはなるべく早く解消するような手段、検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしときます。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） それでは、質疑を打ち切ります。（「すみません」と呼ぶ者あり）

上田委員。

○委員（上田 伴子） 今、西田委員が言っておられた滝の最終処分場の件については、私も宮下課長がおっしゃられたように岩井の最終処分場を抱えておりました、いずれクリーンパークの残渣とかが来る予定になっておりますので、大変気になるところであります。しっかりとそこら辺のことを持ち越さないように、よろしく願いいたします。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） よろしいですか。

○委員（上田 伴子） はい。

○分科会長（岡本 昭治） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

分科会を暫時休憩します。

午前11時00分 分科会休憩

---

午前11時00分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） 委員会を再開します。

以上で、第77号議案を除く当委員会に付託また分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから、何かありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） それでは、当局職員の皆さんは、この後の議案及び請願・陳情の審査に係る健康福祉部健康増進課を除いて退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

委員会を暫時休憩します。10分再開です。

午前11時01分 委員会休憩

---

午前11時09分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、委員会を再開いたします。

この後の審査の順序ですが、まず第77号議案、公立豊岡病院組合規約の変更について、説明、質疑までを行います。その後、関連する請願・陳情の審査を挟み、審査終了後に第77号議案の討論、表決を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、第77号議案、公立豊岡病院組合規約の

変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、議案書の67ページをお願いします。第77号議案、公立豊岡病院組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センターの医療機能転換に伴い、医療法に規定する診療所として運営するため、公立豊岡病院組合規約について、構成市それぞれで同文議決を行うものです。

69ページをお願いします。公立豊岡病院組合規約の第3条第1号中の「病院」を「病院及び診療所」に改めるものです。附則で、この規約は許可の日から施行することとしています。

また、71ページに規約の新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） この規約改正について、規約改正をしたからといってすぐに診療所になるものではないという説明が一般質問のときでもされていたように思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） この議案が通りましたら、それ以降、今度豊岡病院組合のほうでそれぞれ許可の申請等手続きがありますので、これが通ったからすぐに診療所化になるということではないということです。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） すぐにはならないけれども、やはりこの規約改正が通りましたら診療所に道を開くということになるので、その可能性が一番高いということになるのではないですか。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） これが通りましたら、豊岡病院組合のほうで診療所化に向けて手続きをされるので、それに向けて手続きをされるということです。

以上です。

○委員長（岡本 昭治） いいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

以上で説明及び質疑は終わりました。

討論、表決は後ほど行います。

それでは、（２）請願・陳情の審査に入ります。

まず、請願第３号、公立豊岡病院組合規約改正に関する請願書を議題といたします。

委員の皆さんは、Side Books 上の本日のフォルダー内、請願第３号のフォルダーをお開きください。

よろしいですか。

それでは、事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（小崎 新子） それでは、請願第３号、公立豊岡病院組合規約改正に関する請願書。受理年月日、令和５年８月２３日。

要旨。１、豊岡市議会は、９月定例会で公立豊岡病院組合規約の改正をしないでください。

２、豊岡市議会は、公立豊岡病院組合規約の改正に関して、公聴会等市民の意見・要望聴取や朝来市議会との合同協議、患者、市民の状況調査など最善の審議を尽くしてください。

理由。市民は全く公立豊岡病院組合規約改正の経過も問題点も知らされていません。日高医療センター、イコール病院の１９床以下の診療所化のために豊岡・朝来市議会で公立豊岡病院組合規約の改正議決を予定していると公立豊岡病院組合管理者が表明したとの情報を得て、私たち市民有志は大変驚きました。

現在の組合規約は、公立病院設置運営を両市民が熱望して両市議会が議決制定されたものです。組合規約の改正の必要性について、両市民は全く知らされたことはなく、９月定例会で市民の意向調査のいとまもなく議決することは、市民自治の精神にも違反します。日高医療センターの診療所化については、当局主催の市民説明会、パブリックコメントでも、病院維持・充実の世論が圧倒的多数です。公立豊岡病院組合規約の

改正の根拠はありません。

但馬の公立病院のますますの再編・縮小が進められようとしています。今でも豊岡の高齢者入院比率は県下で最も低い水準です。但馬地域は高齢者人口が多く、回復期を含む入院医療体制の拡充が課題になっています。日高医療センターの療養病床廃止の再検討も要望、意見がありますが、組合当局は但馬圏域全体で対応すると述べています。ところが、兵庫県が主導する但馬地域医療構想の見直しで、但馬地域の必要病床数を現在の１、４００床から２００床以上減少させるおそれが出ています。

日高医療センターを含め、但馬地域の公立病院のベッド数を削減することは、住民の命に関わる重大問題です。この面からも、公立豊岡病院組合規約の改正の根拠はありません。

日高医療センター診療所化だけでなく、出石・朝来医療センターの診療所化も可能になります。日高医療センターの診療所化は、過去２度にわたって計画が出され、その都度、地域住民の反対運動が起こされ、組合当局は再編・縮小は３０床以上確保と住民に約束しました。かつて梁瀬病院、出石病院、日高病院の診療所化が提起された当時、地域住民の猛然たる反対運動によって撤回されたように、但馬地域住民は公立病院の入院体制維持拡充を熱望しています。今日もこの世論は全く変わることはありません。しかし、公立豊岡病院組合規約の改正によって、日高・出石・朝来医療センターを病床１９床以下の診療所化する道を開くことになります。

豊岡市議会は、公聴会等市民の意見・要望聴取や朝来市議会との合同協議、患者、市民の状況調査など、最善の審議を尽くしてください。

そもそも公立豊岡病院組合規約改正は、公立豊岡病院組合管理者が豊岡・朝来市議会に提案する権限はなく、豊岡・朝来市民の合意で市長、市議会が発議すべきことです。これまで両市議会で規約改正について議論されたことはなく、市長選、市議選で候補者から公約されたこともありません。市長と議会は市民に対等の責任と義務を負っています。豊岡市、朝来市とも広大な地域を抱え、それぞれの実情を調査するには多大

の時間、労力を必要とします。日高医療センターの診療所化の是非と公立豊岡病院組合規約の改正についても、両市議会がその権能を十分に発揮し、拙速な審議、議決を避け、市民への責務を果たされるよう切に願います。

提出者、豊岡市下陰249-6、西垣栄ほか31名。紹介議員、村岡峰男、上田伴子、須山泰一。付託委員会、文教民生委員会。

以上でございます。

○委員長（岡本 昭治） 紹介議員の上田議員がおられますので、何か補足で説明等がありましたらお願いします。

○委員（上田 伴子） 補足はないです。

○委員長（岡本 昭治） 当局から意見、説明等がありましたらお願いします。

どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） 特にコメントはございません。

○委員長（岡本 昭治） それでは、質疑、意見等ありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中 理） これまで私たち議員は、いろんなところで病院組合の中で医師不足ということを中心として聞いてきてるわけですが、今回この陳情に関しての市民の方の懸念というかは十分に理解はできるものもありますけれども、ちょっとここで確認なんですけれども、病院組合議会の中で、今裏に議長さんがおられるんですけど、7月10日に第2回の公立豊岡病院組合議会でこれと同様の陳情が出されてると、1号ですかね、出されてると思います。そのときの状況をちょっと教えていただけたらと思うんですけども。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） 7月の10日の議会のときに、豊岡病院を縮小化しないでくれという陳情が出ていたということで、それについて賛成意見と、それから反対意見それぞれ答弁をされて、結果、採決をされて、ちょっと表現は忘れちゃったけれども、結局縮小化はやむを得ないという、そちらのほうが多かったということで、否決されたということでございます。

以上です。

○委員長（岡本 昭治） 竹中委員。

○委員（竹中 理） ありがとうございます。確認です。

あと、その後同じ日に全員協議会が行われたと聞いてますけれども、そのときに有床診療所規模の19床に設定する日高医療センター整備基本計画修正案というのが出されて、それに関して議員全員の方が聞かれたということなんですけれども、そここのところの状況等分かればお聞きしたいんですけども。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） その後に、先ほどおっしゃったように全員協議会が開催されました。その席上で日高医療センターの整備基本計画の見直し案の資料が配付をされて、その資料の説明が順を追ってありました。その中で見直し案の修正として、計画中の19床以下という、そういう話で進んできておりましたけれども、それを19床とするという変更と、それから若干の文言修正、これがされたということでございます。

それから、あとは今後の進め方ということで、今後豊岡市・朝来市議会で規約の変更議案を提案されて、その後どういうふうの有床診療所の開設がされるかという、そのスケジュール案が示されたところです。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 竹中委員。

○委員（竹中 理） ありがとうございます。

あと一つだけ質問なんですけど、私の思いというんか考えなんですけども、今、病院側が、この間一般質問でも、部長が病院側は医師確保に真剣に取り組んでおられるということも言われておられましたし、今回の規約の変更というのは、豊岡病院組合全体としての支援体制を構築、新たにね、またまた構築して、例えば透析センターの維持であるとか、そういった外来機能維持の整備をされるためのものだろうなと思いますし、また私の意見、一個人としては、国がやろうとしてる地域包括ケアシステムの介護と医療の連携とか在宅医療の機能強化というのも病院もやろうとされているだろうなと思うんですけど、その辺はいかがです

か。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） 先ほど竹中委員のほうからご指摘がありましたように、豊岡病院側としては入院機能を充実をしていきたいということ、それから透析患者もかなりたくさんいらっしゃいますので、ここも当然守っていかなければならないので、そこも充実拡充をしていきたいというふうにおっしゃっています。

またそれとは別に、在宅医療のほうにも力を入れていくというようなことで、一つとしては、豊岡市全域をカバーするような訪問看護を実施するというです。それから、24時間体制の大規模訪問看護ステーションを目指すというふうにもされております。

それから、なかなか実現は難しいかも分かりませんが、計画の中にも往診の実施に取り組むというふうにされておりますので、こういったことをされることで在宅医療、こういった機能を充実させようというふうにされております。

それからあと、検診機能ということで、今、泊ドックのほうは終了されてますけども、日帰りのドックのほうは引き続き継続されるというふうにされておりますので、こういった機能を維持、それから拡充できる分は拡充するというふうに聞いております。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 竹中委員。

○委員（竹中 理） よく分かりました。ありがとうございます。今の説明で大変よく分かりました。

日高町が今、豊岡市の中で地域包括ケアのモデル地区というのは聞いてますので、そういったこともあるのかなというふうに感じております。

質問は以上です。

○委員長（岡本 昭治） そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） それでは、この後、討論に入りたいと思います。

討論におきまして各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願ひします。

討論はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中 理） 請願第3号、公立豊岡病院組合規約改正に関する請願書につきまして、不採択の立場で討論させていただきます。

まず、先ほど確認しましたけれども、過日7月10日に行われた第2回公立豊岡病院組合議会において同様の趣旨の陳情第1号が出されましたが、不採択となっております。また、同じ日に開催された全員協議会においても、有床診療所規模の19床に設定する日高医療センター整備基本計画（修正案）は、議員も病院組合側の意見を聞き、意見や要望等を述べ、その後、組合が決められて、ホームページでも公開をされておられます。

その上で、豊岡市議会において現在開催してます9月議会の中で、先ほど説明があった第77号議案に対して、豊岡病院組合の規約を改正しないでくださいとの趣旨は診療所の文言等を追加する内容であって、市民の方の懸念は十分に理解はできるものの、この問題の根本は入院体制を支える医師そのものの不足が原因であり、その内容は我々議員にも何度も伝えられており、理解できるものであります。病院側も医師確保に誠心誠意取り組んでおられることも承知をしております。

今回の規約の変更は、豊岡病院組合全体としての支援体制を構築し、透析センター維持と外来機能維持の整備であり、今後の地域包括ケアシステムの医療と介護の連携、在宅医療機能の強化を図ろうとするものであると理解をしています。

これらの環境を整えつつ、将来的には入院機能の再開を探り、但馬医療圏域での役割分担の深化とともに安定した医療体制強化を要望して、同請願には不採択すべきと考えます。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 公立豊岡病院組合規約改正に関する請願書第3号について、賛成意見を申し上げます。

ただいま出ております日高医療センターの診療所化に道を開くそれに反対する陳情ですけれども、日高医療

センターについては、ベッド削減について住民説明会もいまだまだ不十分な中で、多くの現状維持の要望があります。

豊岡市内の75歳以上の高齢者の入院率が県下で最も低い、県の平均が77.88%であるのに豊岡市は55.22%だということも分かっています。

ただいま訪問看護とかいう話もありましたが、訪問看護されて家庭看護されている方についても、やっぱり具合悪くなったときに入院の必要があったときに入院しなければならない、その受入れが必ず必要です。入院が必要な人が入院できないということは、決してあってはならないと思います。回復期、慢性期の病床が極端に少ない、そのことが一番の原因です。

一般質問の中でもありましたが、豊岡市よりも面積の狭い淡路島の3市では、ベッドの数が豊岡市の約3倍であり、多い現状があります。豊岡市のベッド数は他市に比べて少ないのです。医師の数が少ないということがありましたが、しかし、もっともって本気になって医師確保に当たってってもらって、医師を確保するということが必要です。

ベッドを削減して19床の診療所にするのは絶対にやめてほしいと思います。30床の病院を残すという約束が僅か5年でほごにされるという、とんでもないことだと思います。

この規約改正については、本当に反対であります。この規約改正についての請願・陳情、19床の市民の意見をもっと聞くべきだという請願・陳情は、本当に納得できます。

豊岡市の住民がますます十分な入院治療が受けられない地域に住むことになってしまうことについては、本当に危惧するところです。

よって、この請願・陳情に賛成の意見を申し上げます。

○委員長（岡本 昭治） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。採択、不採択の意見があります。挙手により採決いたします。

本件は、採択すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岡本 昭治） 1名ですね。

賛成少数であります。よって、請願第3号は、不採択とすべきことに決定しました。

次に、陳情第2号、公立豊岡病院日高医療センターのあり方についての陳情書を議題といたします。

委員の皆さんは、Side Books上の陳情第2号のフォルダーをお開きください。

本件につきましては、皆さんご存じのとおり、3月・6月定例会において継続審査となっております。

当局から意見、説明等がありましたらお願いします。

○健康福祉部長（原田 政彦） 特にコメントはございません。以上です。

○委員長（岡本 昭治） ないようですので、質疑、意見に移ります。質疑、意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） それでは、この後、討論に入りたいと思います。

討論におきまして各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくをお願いします。

討論はありませんか。

西田委員。

○委員（西田 真） ただいま議題となっております陳情第2号、公立豊岡病院日高医療センターのあり方についての陳情書について、不採択の立場から討論いたします。

この件につきましては、豊岡市議会3月定例会で継続審査となり、6月定例会においても、まず公立豊岡病院組合議会で審議していただきたいために再度継続審査となったものであります。

注視していました7月10日の公立豊岡病院組合議会では、賛成少数により不採択すべきものと決定されています。

また、同日開催の全員協議会においても、有床診療所規模19床に設定する日高医療センター整備基本計画（修正案）も了承されています。

豊岡市議会文教民生委員会の委員としましても、日高医療センターの診療所化を認めないでいただきたいという陳情の趣旨は十分理解できますが、現状は入院体制を支える医師数そのものの不足に起因する縮小であり、公立豊岡病院組合全体として支える体制を構築することで外来機能及び人命に関わる人工透析センターを維持継続するとともに、訪問介護等在宅医療機能の強化拡充を図ろうとするための整備であります。

また、厚生労働省が日高及び出石医療センターを再編・縮小対象病院に指定公表されたことについては、既にその対象から外れています。

よって、陳情第2号は、不採択といたしたいと思えます。委員の皆さんのご賛同をよろしく願います。

以上でございます。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） ただいま継続審査となっております陳情について、採択すべき立場で意見を申し上げます。

日高医療センターについては、昨年12月に突然の新聞報道で19床以下の診療所にするとのことが市民に知らされて以来、市民の説明会2回、その後のパブリックコメントを受けておられました。いずれもほとんどの意見が入院ベッドを減らさないでくださいというものでした。

この病院は、先ほども言いましたけれども、6年前にも病床削減、診療所化問題で日高住民をはじめとして大きな反対運動が繰り広げられ、30床の入院病床を守るという約束になっていました。ところが、今年5月に眼科が豊岡病院に移転するのに併せて、医師の不足、眼科入院の患者が減少するなどの理由で、入院病床19床の診療所にするとの病院当局からの説明があったわけです。

国立病院、県立病院のない但馬地区において、公立病院は非常に大きな役割を持ち、市民の命を守るとりです。日高医療センターが急性期の医療になっている豊岡病院が、早期の入院を促す中で患者が自宅療養へと移行する前の回復期の入院機能を担っています。また、日高医療センターの透析治療を受けている患者

も多くて、透析治療を受けている途中で具合が悪くなったときなど、すぐに入院できるベッドが必要です。

日高地域の住民説明会がありました。出席者からは、入院ベッドを減らさないでくださいという意見が噴出しました。開業医の医師は、豊岡市の入院件数は兵庫県下で一番少ない、入院できない状況になっていると、せつかく病院があるのに福知山や丹波の病院に回されているという状況だと言われました。

国の医療政策が地方の病院を縮小する方針を示している中で、地域の住民の命を守る公立病院のベッド数を減らすようなことがあってはなりません。

陳情の趣旨にあるように、日高医療センターの診療所化を認めない、国の日高医療センターをはじめとする地域の公立病院の再編・縮小に反対するというこの陳情書を採択すべきだと思います。

以上、よろしく願います。

○委員長（岡本 昭治） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

採択、不採択の意見がありますので、挙手により採決いたします。

本件は、採択すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岡本 昭治） 賛成者1名。賛成少数であります。よって、陳情第2号は、不採択とすべきことに決定しました。

それでは、第77号議案、公立豊岡病院組合規約の変更について、既に質疑まで終えましたので、討論から入ります。

討論はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 第77号議案、規約改正に対して、反対の意見を申し上げます。

この議案は、日高医療センターの診療所化に道を開くこととなります。日高医療センターについては、先ほども述べましたが、ベッド削減についての住民説明会、いまだ不十分な中です。多くの現状維持の要望が

ある中、豊岡市内において75歳以上の高齢者の入院率は県下で最も低いということも述べました。入院が必要な人が入院できない、回復期、慢性期の病床が極端に少ないことがあります。ベッドを削減し、19床の診療所とすることを可能にするこの議案には、断固反対します。

19床の診療所になってしまったら、事実上、入院患者は診ないということになり、豊岡市の住民はますます十分な入院治療が受けられない地域に住むことになってしまいます。

よって、この規約改正の議案には反対します。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡本 昭治） そのほか。

小森委員。

○委員（小森 弘詞） 第77号議案、公立豊岡病院組合規約の一部の変更について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センターの医療機能転換に伴い、医療法に規定される診療所としても運営できるようにするために公立豊岡病院組合規約の一部を変更しようとするものです。

当該議案による規約の一部変更によって、公立豊岡病院組合においては病院及び診療所の設置及び管理が可能となり、医師をはじめとする医療人材が不足する中で、在宅医療を中心とする医療需要の動向を踏まえ、より柔軟な公的医療機関としての在り方が選択できるようになります。

よって、本議案に賛成いたします。委員各位の賛同を求めます。

以上です。

○委員長（岡本 昭治） そのほかの方、ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岡本 昭治） 賛成者5名。賛成多数により、第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本日予定している議案に対する審査を終了いたします。

健康福祉部健康増進課の皆さん方につきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時44分 委員会休憩

---

午前11時45分 分科会再開

○分科会長（岡本 昭治） 分科会を再開します。

それでは、協議事項（3）番、意見・要望のまとめに入ります。

まず、分科会意見・要望として予算決算委員会に報告すべき内容について、本日審査を行いました令和5年度一般会計補正予算関係議案に対する当分科会の意見・要望について協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前11時46分 分科会休憩

---

午前11時56分 分科会再開

○分科会長（岡本 昭治） 分科会を再開します。

それでは、分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会します。

午前11時57分 分科会閉会

---

午前11時57分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） 委員会を再開します。

次に、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について、本日委員会審査を行いました議案に対する当委員会の意見・要望についてご協議いただき

たいと思います。

委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 57 分 委員会休憩

---

午前 11 時 59 分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） 委員会を再開します。

どなたかご意見ありますでしょうか。

○委員（石田 清） 先ほどの賛成・反対討論の中でありました中に、今後の豊岡病院の運営の仕方についての要望やら考え方やらというものも現れた部分がありました。したがって、それをまとめたような形で意見・要望として 77 号議案に付しておいたほうが私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本 昭治） 具体的な内容というのは、もう一度。

○委員（石田 清） 具体的な内容というのは、取りあえず但馬医療広域圏で調整をしていく場がこれからの議論の場だというような話ですから、それについてしっかりと豊岡市としても豊岡病院組合としても参加して、調整に当たってほしいというようなこと、それから、医師やそのほか医療スタッフの確保については、難しいのも分かるけれども、それが一番の根幹なんでそれについて精力的に取り組んでほしいというようなこと、それから、これはまだ言わなくてもいいと思うんですけど、何か病院とそのスタッフのありようによっては病院と診療所の間をうろろろするというのもあり得るということですので、医師の確保と最終的に但馬広域圏が最終調整のところになろうから、それについてしっかりと取り組んでほしいというような意見・要望を、先ほどの皆さんが、3人さんが言われたことの文言でよろしいですので付してほしいという、付すべきだと、こういうふうに思いますが。

○委員長（岡本 昭治） それでは、ただいま協議いただきました委員会の意見・要望を含む委員長報告の案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

（4）閉会中の継続調査（審査）の申出についてを議題といたします。

議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続調査（審査）事項として申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。ちょっと一応確認をさせていただいて、ありませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） それでは、ご異議なしと認め、そのように決定しました。

最後に、その他についてを議題といたします。

その他、委員の皆さんから何か協議や意見交換等すべき事項があれば、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 特になしということですね。

ないようでしたら、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 03 分 委員会閉会

---